

KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/JUL/03th

住民投票について大いに議論しました

住民投票について

今まで隔週(月2回)開催であった高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下、委員会)ですが、予定した会議日程だけでは、議論がまとまらないことが想定され、7月は3回の開催となりました。議論は尽くさねばならないので、各委員が多忙とは思いますが、今が踏ん張りのタイミングなので、ご理解をお願いいたします。

そして、7月25日(金)には、市民のみなさんの意見を募るための委員会主催フォーラムを開催します。各委員は、準備作業等への参加をお願いします。

住民投票についての記述

結果	拘束	投票結果に法的拘束力を持たせる
	非拘束	結果を尊重する または参考とするが縛られない

7月、6月25日(水)に開催された第9回会議では、自治

基本条例の重要項目と位置付けした「住民(市民)投票」について、議論が白熱しました。結果から先に述べますと、高松市自治基本条例(仮称)での住民投票の発議(住民投票の実施を請求すること)要件については「詳細は別途条例にて定める」とし、結果については、法的拘束力のない「非拘束型」としました。

この委員会では、各委員が事前に自学自習をし、互いに意見を述べて議論しています。議論の結果、住民投票の規定を設けることは意見が一致しましたが、発議するための要件を記述するかどうかが意見が割れました。それを受け、委員長から「以前、この委員会の進め方として、多数決をもって決めないことにしました。だから、全員が合意できるような基本的な部分に止めましょう。」との言葉により、発議要件を別途条例にて定め、併せて市民だけでなく市長も発議できることにしました。

この議論にしっかりと時間をかけたため、予定の議題まで達しなかったことは残念ですが、その分、委員会として産みの苦しみを共有できました。

どうすれば市民に浸透する条例になるのか

次に、市政の決定過程の段階にどのように市民が参加できるのか?特に高松市の特徴として瓦版Vol6でも記載した「途中で引き戻せる過程」について、この様に制度に落とし込むのか議論をしました。「いつでも・何でも・何度でも」となれば、市政はたちまち滞ってしまいます。しかし、一度決まったら止らなければならないという点でも困ります。議論の結果、「高松市総合計画がまちづくりの指針となる計画なので、その進捗状況を管理したり、計画と時代が合わなくなっていないかを検証する」「中途判断の機会」に市民が参加できるようにすることで、実現しようという意見に達しました。

今回の様に、住民投票や中途見直しについて細かく明記しなくても、実は工夫すれば同じことはできるのです。逆に、自治基本条例が市民の権利のみ主張する道具として扱われる可能性もあります。しかし、自治基本条例を実現する上で、市民と行政が未来を見つめ、パランスの良い関係を築く基礎を再構築しようとしているのです。

委員から一言



未来につながる まちづくりを

子や孫に「この町に生まれてよかった」と言ってもらえる“まちづくり”のために、自治基本条例は大切だと思い参加しました。会を重ねる度にこの委員会の重みがわかり、悩みましたが、ディスカッションを続け、骨子が出来上がっていく過程に喜びを感じています。

吉田 静子

●委員会の今後の予定

フォーラム 7月25日(金) 12:00~ 市役所 1階市民ホール
第13回委員会 8月 7日(木) 18:30~ 市役所 3階32会議室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。
傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当:立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135